

出願資格

本学の入学者選抜試験における基本的な出願資格は以下のとおりです。

※「学校推薦型選抜」については、所属高校等の学校長推薦が必要となります。

※「学校推薦型選抜 指定校選抜」「学校推薦型選抜 推薦K方式（広域型）」「社会人特別選抜」「国際バカロレア選抜」については出願資格が異なります。
詳しくは各選抜区分のページをご覧ください。

国内学生の出願資格

以下の(A)(B)の条件をすべて満たす者

(A)国籍	以下のいずれかに該当する者 ・日本国籍を有する者 ・「永住者」等の在留資格を持つ外国籍の方
(B)学歴等	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者または 2026 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者 (1)高等学校または中等教育学校の後期課程を卒業した者 (2)通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む） (3)学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 ①外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 ③専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 ④高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。） ⑤学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 ⑥本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者

外国人留学生の出願資格

以下の(A)～(C)の条件をすべて満たす者

(A)国籍	・本学への出願時点で、すでに有効な「留学」の在留資格を有する外国籍者 ※重国籍者の場合、日本国籍を含まないことが必要です。
(B)学歴	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者または 2026 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者 (1)高等学校または中等教育学校の後期課程を卒業した者 (2)通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む） (3)学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 ①外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 ③専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 ④高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。） ⑤学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 ⑥本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者 ⑦外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した 18 歳以上の者 ⑧外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者 ⑨我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者 ⑩外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベル、国際 A レベル、欧州バカロレア資格を保有する者 ⑪国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS）の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した者
(C)日本語能力	出願時点で、下記のいずれかの基準以上または相当する者 ・ JLPT（日本語能力試験）N2 レベル ※ 2010 年以降に実施された試験であること ・ EJU（日本留学試験）「日本語」科目（「記述」を除く）において 200 点 ・ JPT（日本語能力試験）525 点 ・ J.TEST（実用日本語検定）A-C レベル 600 点 ・ BJT（ビジネス日本語能力テスト）420 点 ・ 日本語 NAT-TEST：2 級 ・ 上記以外の出入国在留管理庁が示す日本語能力を測定する試験の JLPTN2 相当 ※各基準に相当する（若干下回っている）場合は、出願期間より前にご相談ください。